

介護老人保健施設

かまくら しるば-ほ-む

予防ショートサービス

多床室料金表

令和8年8月改定

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆多床室

単位:円(税込)

要介護度		要支援1			要支援2		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費※	1日	718	1,436	2,153	900	1,799	2,698
加算費用 (※)	1日	215	413	642	215	413	642
居住費	1日	450					
食費	1日	2.020 (朝640・昼640・夜640・おやつ100)					
1日あたり 基本料金 ※	1割	3,403			3,585		
	2割	4,319			4,682		
	3割	5,265			5,810		
限度額証第2段階	1日	1,963			2,145		
限度額証第3段階①	1日	2,393			2,575		
限度額証第3段階②	1日	2,723			2,905		

※基本サービス費：一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：加算料金一覧表に ※表記している加算を合算した金額(★処遇改善加算等は除く)

◆介護保険外サービス

単位:円(税込)

	1日あたり	追記事項
安心セット	359	【安心セット】 外部業者扱【柴橋商会】 タオル大／タオル小／ディスポタオル／歯ブラシ／歯磨き粉または入れ／歯洗浄剤またはお口キレイスポンジ／ボックスティッシュ／ウェットティッシュ／ニベアスキンミルク
衣類セットA	545	【衣類セットA】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマ又は日常着／肌着・パンツ／靴下 【衣類セットB】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマまたは日常着 【私物洗濯】 業者洗濯を希望した場合
衣類セットB	363	
衣類セットA+私物洗濯	642	
衣類セットB+私物洗濯	497	
私物洗濯	158	業者洗濯を希望した場合
訪問理美容代(カット)	2,500	第2・第4木曜日 専門業者により理美容(利用された方のみ)
インフルエンザ予防接種	実 費	インフルエンザ予防接種にかかる費用
文章作成代	実 費	健康診断作成手数料、診断書、証明書等 (1,100円～内容により料金が異なります。)

予防ショートステイ加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
送迎加算(※)	片道	197	394	592	施設の送迎車を利用された場合算定 (送迎範囲についてはご相談ください)
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ(※)	1日	54	109	163	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が40以上であること(在宅加算型の場合のみ算定いたします)□
療養食加算(※)	3食	27	37	78	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(※)	1日	19	38	58	介護職員の総数の介護福祉士が60%以上に該当すること
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(※)	1月	11	21	32	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(□)(※)	1月	基本サービス費に各加算・減額を加えた総単位数			介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式: 所定単位数 × 加算率(9.7%) × 地域単価(10.68) × 自己負担割合
夜勤職員配置加算	1日	26	51	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
個別リハビリテーション実施加算	1日	257	515	772	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20分程度実施した場合。
重度療養管理加算	1日	129	257	386	医療ニーズが高い方に対し、医学的管理のもと必要な処置を行った場合(要介護4・5に限る)
総合医学管理加算	1日	295	590	884	治療管理のため、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算
緊急時治療管理	1日	555	1,111	1,666	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合算定(投薬・検査・注射・処置等)

※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10,68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

*上記基本料金は、基本的費用(※)を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金変動します。
 上記利用料金の説明を受け同意しました。

現在の負担額

1割
 2割
 3割

令和 年 月 日
 署名

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆個室(二人部屋) 単位:円(税込)

要介護度		要支援1			要支援2		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費※	1日	718	1,436	2,153	900	1,799	2,698
加算費用 (※)	1日	215	413	642	215	413	642
居住費	1日	450					
特別な室料	1日	2,750					
食費	1日	2,020 (朝640・昼640・夜640・おやつ100)					
1日あたり 基本料金 ※	1割	3,403			3,585		
	2割	4,319			4,682		
	3割	5,265			5,810		
限度額証第2段階	1日	4,713			4,895		
限度額証第3段階①	1日	5,143			5,325		
限度額証第3段階②	1日	5,473			5,655		

※基本サービス費：一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：加算料金一覧表に ※表記している加算を合算した金額(★処遇改善加算等は除く)

◆介護保険外サービス 単位:円(税込)

	1日あたり	追記事項
安心セット	359	【安心セット】 外部業者扱【柴橋商会】 タオル大／タオル小／ディスポタオル／歯ブラシ／歯磨き粉または入れ／ 歯洗浄剤またはお口ケレイスポンジ／ボックスティッシュ／ウェットティッシュ
衣類セットA	545	【衣類セットA】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマ又は日常着／肌着・パンツ／靴下
衣類セットB	363	
衣類セットA+私物洗濯	642	【衣類セットB】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマまたは日常着
衣類セットB+私物洗濯	497	【私物洗濯】 業者洗濯を希望した場合
私物洗濯	158	業者洗濯を希望した場合
訪問理美容代(カット)	2,500	第2・第4木曜日 専門業者により理美容(利用された方のみ)
特別な室料	2,750	二人部屋を使用した場合
インフルエンザ予防接種	実 費	インフルエンザ予防接種にかかる費用
文章作成代	実 費	健康診断作成手数料、診断書、証明書等 (1,100円～内容により料金が異なります。)

予防ショートステイ加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
送迎加算(※)	片道	197	394	592	施設の送迎車を利用された場合算定 (送迎範囲についてはご相談ください)
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ(※)	1日	54	109	163	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が40以上であること(在宅加算型の場合のみ算定いたします)□
療養食加算(※)	3食	27	37	78	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
サービス提供体制強化加算Ⅱ(※)	1日	19	38	58	介護職員の総数の介護福祉士が60%以上に該当すること
生産性向上推進体制加算Ⅱ(※)	1月	11	21	32	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ(□)(※)	1月	基本サービス費に各加算・減額を加えた総単位数			介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式: 所定単位数 × 加算率(9.7%) × 地域単価(10.68) × 自己負担割合
夜勤職員配置加算	1日	26	51	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
個別リハビリテーション実施加算	1日	257	515	772	個別リハビリテーション計画を作成し、1日20分程度実施した場合。
重度療養管理加算	1日	129	257	386	医療ニーズが高い方に対し、医学的管理のもと必要な処置を行った場合(要介護4・5に限る)
総合医学管理加算	1日	295	590	884	治療管理のため、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算
緊急時治療管理	1日	555	1,111	1,666	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合算定(投薬・検査・注射・処置等)

※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。

◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10,68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。

*上記基本料金は、基本的費用(※)を算出したもので、利用者様の身体状況等により料金変動します。
 上記利用料金の説明を受け同意しました。

現在の負担額

1割
 2割
 3割

令和 年 月 日
 署名